

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)の軸振動計(カップリング側の水平方向)において、指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、当該振動計を点検補修。	G	
2	1号機	原子炉建屋排風機の切替(A B)時、排風機(A)の逆流防止ダンパーの動作不良(機構部破損により全閉にならない)が認められたため、当該ダンパーを点検修理。	G	
3	2号機	原子炉建屋4階東側換気空調用給気ダクト点検時、内側に傷(小さな穴)が認められたため、当該ダクトを補修。	G	
4	2号機	一時立入者入域許可申請書・許可書の被ばく線量記載値において、誤記(0.01mSvを0.00mSvと記載)が認められたため、当該誤記を訂正。	G	
5	2号機	低圧蒸気タービン(B,C)内部車室点検時、防熱板(下半)に浸食が認められたため、当該部を補修。	G	
6	3号機	主発電機水素ガス冷却器冷却水の供給管ベント弁及び戻り管ベント弁において、弁銘板に入れ違いが認められたため、当該銘板を正規に取付。	G	
7	3号機	相分離母線冷却器冷却水入口管ベント弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
8	1.2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋圧縮空気系空気貯槽(A)ドレントラップバイパス配管において、不良(詰まり気味)が認められたため、当該配管を点検清掃。	G	
9	1.2号廃棄物処理設備	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(A)吐出逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
10	その他	協力企業棟受電設備高圧進相コンデンサ盤において、過電流継電器動作により、しゃ断器がトリップする事象が認められたため、原因を調査後、対応検討。	対象外	